

議案第 百 号

加谷地区農業用水路改修事業の計画概要を定めることについて

加谷地区農業用水路改修事業の計画の概要を定めるについて土地改良法（昭和二十四
年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

当用水路は、当地区の幹線用水路で、6.0 haの耕地と当地区の農事作業場の動力源となる水カタービンの用水、及び雑用水を兼ねた用水路で、洪水時には用水量の減少により、末端のほ場では水不足が発生している状況で、これを改修し減産防止と、農事作業の安定化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施に係る地域の所在及現況

(イ) 地域の所在

東伯郡三朝町大字加谷地内

(ロ) 現況

米の単作を主体に山林労務等に従事するものが大半をしめている地域で、用水路の改修により維持管理費の節減及び減産防止を図ることが急務である。

(3) 事業の基本計画

(イ) 一般計画

延長235mの水路を、巾0.4m、深0.4mのコンクリート三方舗装水路に改修する。

(ロ) 工事の予定時期 昭和48年10月から昭和49年3月まで

(4) 工事またわ管理の要領

工事の施工方法

請 負

管 理 の 方 法

受益者において維持管理する

(5) 費用の概算

事業費 1,500,000円

地元負担額 675,000円

反当負担額 1,125,000円
以内とする

(6) 事業の効果

減産防止額 96,000円

維持管理節減額 24,000円

計 120,000円

(7) 他事業との関係

なし

(8) 計画概要図

別紙のとおり